

# 大分市の人権・同和教育の取組①

## —差別のない明るい大分市をめざして—

- 1993(平成5)年6月の定例会議で「部落差別撤廃」に関する決議が採択されました。
- 1996(平成8)年3月の定例会議で「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」が制定されました。
- 2004(平成16)年12月に「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定し、2017(平成29)年3月に同計画を改定しました。
- 2018(平成30)年4月に大分市は「部落差別の解消の推進に関する基本方針」を、大分市教育委員会は「部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針」を策定しました。
- 2020(令和2)年3月の定例会議で「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」が一部改正されました。

### 「部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針」とは・・・

- 1 学校教育において
  - (3) 部落差別の解消に関する認識の深化
    - ② 子どもが部落差別に対する思考力、判断力を身に付けるとともに、差別を温存・助長する考えや意識に気付くことができる教育を推進
- 2 社会教育において
  - (2) 部落差別の解消に向けた学びの充実
    - ① 部落差別についての認識を深めるための学びの場の拡充

※一部抜粋

## ①学校教育の取組

教育は、人間が人間を大切に作る営みでなければなりません。すなわち、社会の中に根強く残っている部落差別をはじめあらゆる差別の解消を図るためには、教育が大きな役割を持っています。学校教育では、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を持った子どもの育成を目標の一つとしています。

このような学校における人権・同和教育は、昭和50年代に始まりました。1965(昭和40)年に出された同和对策審議会答申で、教育の重要性が指摘され、同和教育推進教員が配置されたのが我が国における人権・同和教育の始まりです。

大分市の人権・同和教育は、同和教育推進教員が中心となり、言われなき差別に苦しむ子どもたちの問題を解決しようとした同和教育が礎と

なり、現在に至っているのです。

今、学校においては、「協力」「参加」「体験」を指導方法の基本原理とし、人権に関する知的理解を図る学習や人権感覚を育む学習を重ねることをとおして、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現われるような子どもの育成をめざしています。

12月の人権週間では、全校での人権集会、人権をテーマにした講演会などが行われています。さらに、保護者のみなさんと連携し、身近な暮らしの中の人権、家庭における人権等、日常生活に存在する様々な人権問題について考える中で、差別の不合理さに気付き、自分と人権問題との関わりを正しく理解するための学習を進めています。



